

Microsoft License Terms

重要なお知らせ (後にライセンス条項が続きます)

診断情報と使用状況情報。 マイクロソフトは、インターネットを介して自動的に情報を収集します。こうした情報は、お客さまの組織に関連する場合があります。収集された情報は、お客様のインストール、アップグレード、およびユーザーエクスペリエンス、ならびにマイクロソフトの製品およびサービスの品質およびセキュリティの改善に役立てるために使用されます。Windows Server Essentials には 4 つの情報収集設定 (セキュリティ、基本、拡張、および完全) があり、既定では **[拡張]** 設定が使用されます。拡張レベルには、以下に必要とされる情報が含まれています。(i) マルウェア対策、および診断情報と使用状況情報に関するマイクロソフトテクノロジーの実行、(ii) デバイスの品質、およびアプリケーションの使用状況と互換性の把握、ならびに (iii) オペレーティングシステムとアプリケーションの使用およびパフォーマンスに関する品質の問題の特定に必要な情報が含まれます。

選択および制御: 管理者は、**[設定]** をから情報収集のレベルを変更することができます。診断情報と使用状況情報の詳細については、(aka.ms/winserverdata) および Microsoft のプライバシーに関する声明 (aka.ms/privacy) をご参照ください。

最終更新: 2018 年 4 月

マイクロソフトソフトウェアライセンス条項

MICROSOFT WINDOWS SERVER ESSENTIALS

このたびはマイクロソフトをお選びいただきありがとうございます。本ライセンス条項は、Microsoft Corporation (またはお客様の所在地によってはその関連会社) とお客様との間の契約を構成します。以下のライセンス条項を、注意してお読みください。本ライセンス条項は、上記のソフトウェアおよびソフトウェアが記録された媒体 (以下総称して「本ソフトウェア」といいます) に適用されます。また、本ライセンス条項は本ソフトウェアに関連する下記のマイクロソフト製品等にも適用されます。

- ・ 更新
- ・ 追加ソフトウェア
- ・ インターネットベースのサービス

ただし、これらの製品に他のライセンス条項が付属している場合には、各製品のライセンス条項が適用されます。適用されるサポート情報は次で提供されています: (aka.ms/windowslifecycle)。

本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本ライセンス条項に同意したとみなされます。本ライセンス条項に同意できない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。この場合は、未使用のソフトウェアを購入店に返品し、お支払いいただいた金額の払い戻しを受けられる場合があります。購入店から払い戻しを受けられない場合は、マイクロソフトまたは最寄りのマイクロソフト関連会社までご連絡ください。詳細は(aka.ms/msoffices)をご参照ください。米国およびカナダではお電話、(800) MICROSOFT までいただくか、または (aka.ms/nareturns) をご参照ください。

以下に説明されるとおり、お客様は、ソフトウェアの一部の機能を使用することにより、自動更新、およびインターネットベースのサービスのために特定のコンピューター情報を送信することに同意したと見なされます。

評価版の使用権。 お客様が本ソフトウェアの評価版を入手された場合、本ソフトウェアの使用には、本条項に規定される評価版の使用権が適用されます。

- ・ お客様は、テスト、デモンストレーション、および内部評価を目的とした場合に限り本ソフトウェアを使用することができます。

- ・ 別途の契約でマイクロソフトから許諾を受けていない場合、本ソフトウェアを実際の運用環境において使用することはできません。
- ・ お客様は、評価期間の終了後は、本ソフトウェアを使用する権利を有しません。

第 1 項から第-3 項、第 5 項、第 9 項から第-15 項、および限定保証は適用されません。以下のその他の項目は適用されます。

保証の免責本ソフトウェアは、現状有姿のまま提供されます。本ソフトウェアを使用することで生じるリスクは、お客様が負うものとします。マイクロソフトは、明示的な瑕疵担保責任または保証責任を一切負いません。お客様は、法域や国によっては、本契約によって変更されないその他の消費者としての権利を有する場合があります。お客様の地域の法律によって認められる範囲において、Microsoft は、商品性、特定目的に対する適合性、および侵害の不存在に関して一切責任を負いません。

本ソフトウェアは「現状有姿のまま」で提供されるため、Microsoft は本ソフトウェアに関してサポートサービスを提供しない場合があります。

救済手段および責任の制限および除外マイクロソフトおよびそのサプライヤーの責任は、5.00 米ドルを上限とする直接損害に限定されます。その他の損害 (派生的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、および付随的損害を含みますがこれらに限定されません) に関しては、お客様は賠償を受けることはできません。

この制限は以下に適用されます。

- ・ 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ (コードを含む)、または第三者のプログラムに関連した事項
- ・ 契約違反、保証違反、厳格責任、過失、または不法行為等の請求 (適用される法令により認められている範囲において)。

この制限は、Microsoft がこのような損害の可能性を認識していたか、または認識しえた場合にも適用されます。また、一部の国では付随的損害、派生的損害、およびその他の損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

お客様が本ソフトウェアの製品版を入手された場合、以下のライセンス条項がお客様に適用されます。

お客様が本ライセンス条項を遵守することを条件として、お客様には、取得した各ソフトウェアライセンスについて以下が許諾されます。

1. 概要

A. ソフトウェア。本ソフトウェアは次により構成されます。

- ・ サーバーソフトウェア
- ・ 本サーバーソフトウェアとあわせて使用のみが認められる追加ソフトウェア

b. ライセンスモデル本ソフトウェアのライセンスは、以下に基づいて許諾されます。

- ・ お客様が実行するサーバーソフトウェアのインスタンス数、および
- ・ アクセス対象のサーバーソフトウェアの機能

c. ライセンスに関する用語

- ・ **インスタンス**お客様は、ソフトウェアのセットアップまたはインストール手順を実行することにより、本ソフトウェアの「インスタンス」を作成したものとみなされます。また、既存のインスタンスを複製することによっても、ソフトウェアのインスタンスを作成したものとみなされます。本契約においてソフトウェアという場合、ソフトウェアの「インスタンス」も含まれます。
- ・ **インスタンスの実行。**お客様は、ソフトウェアをメモリにロードし、その1つまたは複数の指示を実行することにより、ソフトウェアの「インスタンスを実行」したものとみなされます。一度あるインスタンスを実行すると、そのインスタンスは、(その指示の実行が継続されているか否かにかかわらず)それがメモリから削除される時点まで実行されているものとみなされます。
- ・ **オペレーティングシステム環境。**「オペレーティングシステム環境」とは次のように定義されます。
 - (i) 別個のコンピューター(プライマリコンピューター名などの一意の識別子)または別個の管理者権限を識別できる、オペレーティングシステムインスタンスの全部または一部、仮想(またはエミュレートされた)オペレーティングシステムインスタンスの全部または一部
 - (ii) 上に規定したオペレーティングシステムインスタンスまたはその一部の上で作動するよう構成されたアプリケーションがある場合は、そのインスタンス

オペレーティングシステム環境には、物理環境と仮想環境の2種類があります。

物理オペレーティングシステム環境は、物理ハードウェアシステム上で直接作動するよう構成されています。ハードウェア仮想化ソフトウェア(Microsoft Hyper-V Server または同様のテクノロジなど)を実行するため、またはハードウェア仮想化サービス(Microsoft 仮想化テクノロジなど)を提供するために使用されるオペレーティングシステムインスタンスは、物理的オペレーティングシステム環境の一部と見なされます。

仮想オペレーティングシステム環境は仮想(またはエミュレートされた)ハードウェアシステムを実行するために構成されます。

物理ハードウェアシステムでは、以下のうちいずれかまたは双方が含まれることがあります。

- (i) 1つの物理オペレーティングシステム環境
- (ii) 1つまたは複数の仮想オペレーティングシステム環境
- ・ **サーバー**サーバーとは、サーバーソフトウェアを実行することのできる物理的ハードウェアシステムまたはデバイスを指します。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個の物理ハードウェアシステムとみなされます。
- ・ **ユーザーアカウント。**ユーザーアカウントは、一意のユーザー名であり、関連するパスワードが設定されます。
- ・ **ライセンスの割り当て**ライセンスの割り当てとは、ライセンスを1台のデバイスまたは1人のユーザーに対して指定することを指します。

2. 使用権

a. ライセンスのサーバーへの割り当て。

- i. **初回割り当て。**お客様は、1つのソフトウェアライセンスに基づいて本サーバーソフトウェアのインスタンスを実行する前に、ライセンスを、お客様のサーバーのうちの1つに割り当てる必要があります。そのサーバーは、その特定のライセンスに関して「ライセンスを取得したサーバー」とみなされます。お客様は、同じサーバーに他のソフトウェアライセンスを割り当てることはできますが、同じライセンスを1台を超えるサーバーに割り当てることはできません。
- ii. **再割り当て。**ソフトウェアライセンスを再割り当てすることはできますが、最後に割り当てた日から90日以内に再割り当てすることはできません。ただし、恒久的なハードウェアの故障により、ライセンスを取得したサーバーの使用を中止する場合には、その期間より早くソフトウェアライセンスを再割り当てすることができます。お客様がライセンスを再割り当てする場合、お客様がライセンスを再割り当てしたサーバーが、そのライセンスに関して新たな「ライセンスを取得したサーバー」とみなされます。

b. サーバーソフトウェアのインスタンスの実行

- i. お客様は、一度に次のことを行うことができます。
 - ・ 1つの物理的オペレーティングシステム環境で、サーバーソフトウェアの1つのインスタンスを実行すること。
 - ・ ライセンス取得済みサーバー上の1つの仮想的なオペレーティングシステム環境で、サーバーソフトウェアの1つのインスタンスを実行すること。
 - ii. お客様は、本サーバーの Active Directory を構成しているドメイン内でサーバーソフトウェアを実行しなければなりません。
 - ・ ドメインコントローラー (FSMO (Flexible Single Master Operations) の役割がすべて含まれている単一のサーバー)
 - ・ ドメインフォレストのルート
 - ・ 子ドメインでないこと
 - ・ 他のドメインとの信頼関係がない
 - iii. 許可された両方のインスタンスを同時に実行する場合、物理的オペレーティングシステム環境において実行されているサーバーソフトウェアのインスタンスは、ハードウェア仮想化ソフトウェアの実行またはハードウェア仮想化サービスの提供のみを目的として使用することができます。ハードウェア仮想化ソフトウェアまたはハードウェア仮想化サービスが実行されるインスタンスは、上記 (ii) の要件を満たす必要はありません。ハードウェア仮想化ソフトウェアまたはハードウェア仮想化サービスが実行されるインスタンスは、当該インスタンスをドメインコントローラーにする必要がない唯一の構成であるものとします。
- c. サーバーソフトウェアの使用。**お客様は、本サーバーソフトウェアのサブセクション 2b.iii にしたがって1つのインスタンス、または2つのインスタンスをライセンスを取得したサーバーにインストールして使用することができます。お客様は、最大25個のユーザーアカウントを使用できます。各ユーザーアカウントでは、指定されたユーザーによる当該サーバー上のサーバーソフトウェアへのアクセスおよびその使用が許可されます。
- d. 追加のソフトウェアのインスタンスの実行。**お客様は、以下に規定している Web サイトに一覧された追加ソフトウェアを、任意の数のデバイス上で物理的または仮想的な1つのオペレーティングシステム環境で任意の数のインスタンスを実行することができます。お客様は、追加ソフトウェアをサーバーソフトウェアと共にのみ使用することができます。追加ソフトウェアの一覧については、(aka.ms/additionalsoftware) をご参照ください。

- e. **お客様のサーバーまたはストレージメディア上でのインスタンスの作成と格納**お客様は、取得されるソフトウェアライセンス 1 つにつき、本ソフトウェアの任意の数のインスタンスを作成し、かかるインスタンスをお客様の任意のサーバーまたはストレージメディアに格納することができます。お客様は、適用される使用権説明書に記載されているライセンスに基づいて本ソフトウェアのインスタンスを実行する権利を行使する目的に限り、インスタンスを作成および格納することができます。お客様は、インスタンスを第三者に頒布することはできません。
- f. **含まれるマイクロソフトプログラム。**本ソフトウェアには、他の Microsoft プログラムが含まれています。お客様によるこれらのプログラムの使用には、サーバーソフトウェアで 사용되는本ライセンス条項が適用されます。

3 追加のライセンス条件および追加の使用権。

- a. **Windows Server Active Directory Rights Management Services クライアントアクセスライセンス (「CAL」)**。お客様は、ユーザーが Windows Server Active Directory Rights Management Services の機能に直接または間接的にアクセスするために使用するユーザーアカウントごとに、Windows Server Active Directory Rights Management Services CAL を取得する必要があります。
- b. **マルチプレキシング (多重化)**マルチプレキシングまたはプーリングによって本ソフトウェアとの直接接続を減らしても、必要な種類のライセンスの数を減じることはできません。
- c. **フォントコンポーネント。**本ソフトウェアが動作している間は、そのフォントを使ってコンテンツの表示および印刷を行うことができます。ただし、以下の場合に限定されます。
- ・ フォントの埋め込みに関する制限の下で許容される範囲でコンテンツにフォントを埋め込む。
 - ・ コンテンツを印刷するために、フォントをプリンターまたはその他の出力デバイスに一時的にダウンロードする。
- d. **アイコン、画像、および音声。**本ソフトウェア作動中、本ソフトウェアのアイコン、画像、音声、およびメディアを使用することはできますが、これらを第三者に提供することはできません。本ソフトウェアとあわせて提供されるサンプルの画像、音声、およびメディアは、お客様の非商業的な使用のみを目的としています。
- e. **サーバーソフトウェアの分離の禁止**明示的に許可されている場合を除き、お客様は、1 つのライセンスに基づいてサーバーソフトウェアを分離して複数のオペレーティングシステム環境で実行することはできません。この制限は、それらのオペレーティングシステム環境が同一の物理ハードウェアシステム上に存在する場合でも適用されます。
- f. **インスタンス上限。**本ソフトウェアまたはお客様のハードウェアにより、サーバー上の物理または仮想オペレーティングシステム環境で実行することができる本サーバーソフトウェアのインスタンスの数が制限される場合があります。
- g. **追加の機能**マイクロソフトは、本ソフトウェアについて追加の機能を提供することがあります。その際に、別途使用条件および料金が別途適用されることがあります。
4. **アクティベーションおよび認証**ソフトウェアのアクティベーションと認証には、適切な製品を使用する必要があります。ソフトウェアで指定された時間が経過した後、本ソフトウェアを使用するお客様の権利は、アクティベーションが完了するまで制限されます。アクティベーションに失敗すると、お客さまは本ソフトウェアを使用できなくなり、アクティベーションや認証を回避することはできません。この場合、インターネット、電話および SMS の通話料金が発生することがあります。
5. **ACTIVE DIRECTORY。**初回インストールの日から 30 日後、ソフトウェアは Active Directory が上記の第 2b.ii. 項で規定されるとおり適切に構成されているかどうかを定期的にチェックします。チェックに失敗すると、構成を訂正を促す警告が表示され、コンプライアンス違反が続いた場合ソフトウェアの自動シャットダウンが行われます。構成が修正された場合、警告は表示されなくなり、自動的なシャットダウンが発生しなくなります。

6. **プライバシーおよびデータの使用への同意。** マイクロソフトは、お客様のプライバシー保護を重視しています。本ソフトウェアの一部の機能は、それらの機能の使用時に情報を送受信します。これらの機能の多くは、ユーザーインターフェイスで解除できます。または、それらを使用しないことを選択することができます。お客様は、本ライセンス条項に同意し、本ソフトウェアを使用することで、マイクロソフトが、Microsoft プライバシーに関する声明 (aka.ms/privacy)、および本ソフトウェアの機能と関連付けられているユーザーインターフェイスの記載に従って、情報を収集、使用、および開示することに同意します。
7. **データストレージテクノロジー。** 本サーバーソフトウェアには、Windows Internal Database と呼ばれるデータストレージテクノロジーが含まれている場合があります。本サーバーソフトウェアのコンポーネントは、データを格納する目的でこのテクノロジーを使用します。お客様はその他の目的で本契約に基づいてこのテクノロジーを使用したり、アクセスしたりすることはできません。
8. **制限。** 本ソフトウェアは使用許諾の対象であり、販売されたものではありません。本ライセンス条項は、お客様に本ソフトウェアを使用する限定的な権利を許諾します。その他の権利はすべて Microsoft が留保します。適用される法令によって本ライセンス条項の制限を超える権利が許諾された場合を除き、お客様は本ライセンス条項で明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用できます。お客様は、ソフトウェアに組み込まれた使用方法を制限する技術的制限に従うものとします。詳細については、(aka.ms/userights) をご参照ください。お客様は、以下を行うことはできません。

- ・ 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること。
- ・ 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆アセンブルまたはその他の方法で本ソフトウェアのソースコードを取り出そうと試みること。ただし、(i) 適用される法令により認められている場合、または (ii) 本ソフトウェアに一定のオープンソースコンポーネントが含まれる場合において当該コンポーネントの使用に適用される第三者のライセンス条項により上記の行為が求められている場合には、当該範囲に限って上記の行為が認められます。
- ・ 本ソフトウェアのファイルおよびコンポーネントを、他のオペレーティングシステムまたは他のオペレーティングシステム上で実行されているアプリケーション内で使用すること。
- ・ 本ライセンス条項で規定されている数以上の本ソフトウェアの複製を作成すること。ただし、適用される法令により認められている場合を除きます。
- ・ 第三者が複製できるように本ソフトウェアを公開すること。
- ・ ソフトウェアをレンタル、リース、または貸与すること。
- ・ 本ソフトウェアを商用ソフトウェアホスティングサービスで使用する。

任意のデバイス上のソフトウェアにアクセスする権利は、そのデバイスにアクセスするソフトウェアまたはデバイスに関するマイクロソフトの特許またはその他の知的財産権を行使する権利をお客様に認めるものではありません。

9. **更新。** 本ソフトウェアでは、システムの更新が定期的に確認され、自動的にインストールされます。お客様は、マイクロソフトまたは正規の提供元からのみ更新プログラムを取得できます。マイクロソフトは、当該更新プログラムをお客様に提供するために、お客様のシステムを更新する必要があります場合があります。お客様は、本ライセンス条項に同意することにより、追加通知なくこのような種類の自動更新プログラムを受け取ることに同意するものとします。
10. **バックアップ用の複製。** お客様は、本ソフトウェア媒体のバックアップ用の複製を 1 部作成することができます。この複製は、本ソフトウェアのインスタンスを作成する目的にのみ使用することができます。
11. **再販禁止ソフトウェア。** お客様は、「NFR」または「再販禁止 (Not for Resale)」の表示のあるソフトウェアを販売することはできません。』
12. **Academic Edition ソフトウェア。** 本ソフトウェアに「Academic Edition」または「AE」と明記されている場合、お客様は「適格教育ユーザー」として指定されている方でなければなりません。お客

様が適格教育ユーザーであるかどうか不明な場合は、aka.ms/academicedition をご覧になるか、またはお住まいの地域のマイクロソフト関連会社までお問い合わせください。

13. **ダウングレード。**お客様は本ソフトウェアのインスタンスを作成、格納、および使用せず、旧バージョンのインスタンスを許可された各インスタンスに作成、格納、および使用することができます。このダウングレードオプションに基づいて使用を選択した旧バージョンの使用に関しては、本ライセンス条項が適用されます。誤解を避けるため、このダウングレードオプションを選択すると、お客様は、契約で許可されている数より多くのソフトウェアのインスタンスを作成、保存、または使用できなくなります。旧バージョンに本ライセンス条項の適用対象ではない異なるコンポーネントが含まれている場合、それらのコンポーネントの使用については、旧バージョンのコンポーネントに付随するライセンス条項の該当する条件が適用されます。マイクロソフトは、お客様に旧バージョンを提供する義務を負いません。お客様は、いつでも、本ソフトウェアの旧バージョンを本バージョンに置き換えることができます。
14. **ライセンスの証明。**お客様が本ソフトウェアをディスクまたはその他の媒体で入手された場合、本ソフトウェアが正当に許諾されたものであることは、正規の「Proof of License」ラベルが正規の本ソフトウェアの複製に付属していることにより識別することができます。正規のラベルはマイクロソフトの本ソフトウェアの梱包に貼付されている必要があります。ラベルが本ソフトウェアの梱包とは別に提供されたものである場合は無効とみなします。お客様が本ソフトウェアの使用許諾を受けていることを証明するため、ラベルが貼付された梱包材を保管してください。正規のマイクロソフトソフトウェアを識別する方法については、(aka.ms/genuine) をご参照ください。
15. **第三者への譲渡。**本ソフトウェアの最初のユーザーは、本ソフトウェア、本契約、および CAL を直接第三者に譲渡することができます。譲渡に先立ち、本ソフトウェアの譲受人は、本契約が本ソフトウェアの譲渡および使用に適用されることに同意する必要があります。譲渡には、本ソフトウェアおよび「Proof of License」ラベルが含まれる必要があります。最初のユーザーは、本ソフトウェアの別のライセンスを保持していない場合は、本ソフトウェアのインスタンスを一切保持することはできません。

本ライセンス条項のいずれの条項も、適用される法令に基づいて認められる範囲において、頒布権が消尽した場合に本ソフトウェアの譲渡を禁止するものではありません。
16. **H.264/AVC ビジュアル規格、MPEG-4 ビジュアル規格、および VC-1 ビデオ規格に関する注意。**本ソフトウェアには、H.264/AVC、MPEG-4、および VC-1 ビデオデコーディングテクノロジーが含まれていることがあります。このテクノロジーについては、MPEG LA, L.L.C. により以下の注意書きを表示することが義務付けられています。

本製品は、消費者による個人的かつ非商業的使用を前提とし、「H.264/AVC PATENT PORTFOLIO LICENSE」、「MPEG-4 PART 2 PATENT PORTFOLIO LICENSE」、「VC-1 VISUAL PATENT PORTFOLIO LICENSE」に基づいて次の用途に限ってライセンスされています。(i) 上記の規格 (以下「ビデオ規格」といいます) に従ってビデオをエンコードすること、または (ii) 個人的かつ非商業的活動に従事する消費者がエンコードした AVC、MPEG-4 PART 2、および VC-1 ビデオをデコードする、もしくは、かかるビデオを提供するライセンスを有するビデオプロバイダーから取得したビデオをデコードすること。その他の用途については、明示か黙示かを問わず、いかなるライセンスも許諾されません。詳細については、MPEG LA, L.L.C. の mpegl.com をご参照ください。
17. **ADOBE FLASH PLAYER。**本ソフトウェアには、Adobe Systems Incorporated の条項 (aka.ms/adobeflash) に基づいてライセンスが許諾される Adobe Flash Player が含まれています。Adobe および Flash は、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
18. **第三者のコンポーネント。**本ソフトウェアには、別途の法的通知または別の契約が適用される第三者のコンポーネントが含まれている場合があります。これらについては本ソフトウェアに付属する ThirdPartyNotices ファイルに規定されています。
19. **地理的制限および輸出規制。**お客様のソフトウェアの使用が特定の地域に限定されている場合、お客様は、その地域でのみ本ソフトウェアのライセンス認証を行うことができます。また、お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法 (輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する制限を含みます) を遵守することが義務づけられています。地理

的制約および輸出規制の詳細については、(aka.ms/georestrict) および (aka.ms/exporting) をご参照ください。

- 20. サポートサービス。**マイクロソフトでは、(aka.ms/mssupport) の規定に従い、本ソフトウェアについてサポートサービスを提供します。
- 21. 完全合意。**本ライセンス条項(下記の保証規定を含みます)、ならびに追加ソフトウェア、更新プログラム、インターネットベースのサービス、およびサポートサービスに関する使用条件は、本ソフトウェアおよびサポートサービスについてのお客様とマイクロソフトとの間の完全なる合意です。
- 22. 準拠法契約違反に対する請求、不正競争防止法、および黙示の保証に関する法令に基づく請求、不当利得返還請求、ならびに不法行為に基づく請求を含む、本ソフトウェア、その対価、または本ライセンス条項に関するすべての請求および紛争には、抵触法にかかわらず、お客様の住所(または会社の場合は主たる業務地)の地域または国の法令が適用されます。**
- 23. 地域による違い。**本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域や国によっては、消費者権利を含め、その他の権利を有する場合があります。また、お客様が本ソフトウェアを取得した当事者に関する権利を有する場合があります。本契約は、お客様の地域または国の法令で認められていない場合は、契約のその他の権利は変更されないものとします。たとえば、お客様が本ソフトウェアを以下のいずれかの地域で取得した場合、または強行的な国の法令が適用される場合には、以下の規定がお客様に適用されます。
- A. オーストラリア。**「限定的保証」とは、マイクロソフトが提供する明示的な保証を指します。本保証は、オーストラリアの消費者法に基づく法律上の保証に従うお客様の権利および救済を含む、お客様が法令に基づいて保有する他の権利および救済に加えて提供されます。
- 本条項において「製品」とは、マイクロソフトが明示的な保証を提供するソフトウェアをいいます。マイクロソフトの製品には、オーストラリアの消費者法に基づき除外することのできない保証が付されています。お客様は、重要な不具合について交換または返金を受け、その他の合理的に予見可能な損失または損害については補償を受ける権利を有します。さらに、製品が許容品質に達しておらず、かつその不具合が重要な不具合に至っていない場合についても、製品の修理または交換を受ける権利を有します。
- B. カナダ。**お客様は、自動更新機能またはインターネットアクセスを無効にすることにより、更新プログラムの受信停止を選択することができます。お客様の特定のデバイスまたはソフトウェアで更新を無効にする方法については、製品ドキュメントをご覧ください。
- C. 欧州連合。**上記の第 12 条に規定されているアカデミックパックの使用の制限は、本サイト(aka.ms/academicuse)に記載されている地域では適用されません。
- D. ドイツおよびオーストリア。**
- (i) **保証正規**にライセンスを取得したソフトウェアは、本ソフトウェアに付属する Microsoft の資料の記載に実質的に従って動作します。ただし、Microsoft は、ライセンスを取得したソフトウェアに関して契約上の保証を一切行いません。
- (ii) **限定責任。**故意、重過失、製品責任法に基づく請求があった場合、および死亡、人的または物的損傷があった場合、Microsoft では、制定法にしたがって責任を負うものとします。
- 前文に従って、マイクロソフトが重大な契約上の義務、すなわち、本ライセンス条項の正当な履行を支援する義務の遂行、本契約の目的を危うくする義務の不履行、および当事者が常に信頼できる義務の遵守(「基本義務」といわれます)に違反した場合、マイクロソフトは軽過失に限り責任を負います。その他の軽過失については、Microsoft は責任を負いません。
- E. その他の地域。**地域による差異の最新の一覧については、(aka.ms/variatioins) をご参照ください。

限定的保証

マイクロソフトは、適切にライセンスを取得したソフトウェアが実質的に、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に説明されているとおり動作することを保証します。この限定保証規定では、お客様が原因となって生じた問題、お客様が指示に従わなかったことで生じた問題、またはマイクロソフトの合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題は対象とされません。限定保証規定は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得した日から発効し、その後 1 年間有効です。その 1 年間にお客様がマイクロソフトから受け取ることのあるすべての追加ソフトウェア、更新プログラム、および交換ソフトウェアも保証の対象となりますが、その場合は、当該 1 年の期間の残りの日数か、または 30 日のいずれか長いほうの期間となります。本ソフトウェアを譲渡しても、その限定保証規定の期間が延長されることはありません。

マイクロソフトは、その他の明示の保証、条件、瑕疵担保、またはその他本ソフトウェアの品質について一切責任を負いません。マイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、または権利侵害の不存在に関する黙示の保証および条件を含め、いかなる黙示の保証または条件についても一切責任を負いません。地域の法律により、黙示の保証の制限をマイクロソフトが行うことが認められていない場合、黙示の保証は、上記の限定保証規定期間中に限り、法律上許容される限り、限定された内容においてお客様に与えられるものとします。お客様の地域の法律によって、契約上の制限にかかわらず、より長い有効期間が限定保証規定に求められる場合、当該より長い期間が適用されます。ただし、お客様が請求しうる内容は、本ライセンス条項で許可されている内容に限定されます。

マイクロソフトが限定保証規定に違反した場合、マイクロソフトは自らの裁量において、(i) 無償で本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、または (ii) 本ソフトウェア (もしくはマイクロソフトの裁量により、本ソフトウェアがプレインストールされたマイクロソフトブランドのデバイス) の返品を受け入れて購入金額を払い戻します。以上が、保証規定違反に対する、お客様への唯一の権利となります。本限定保証規定は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、お客様は地域によって、その他の権利を有する場合があります。

マイクロソフトが提供することのある修理、交換、または払い戻しを除き、本限定保証規定、本ライセンス条項の他のすべての部分、またはその他の法理に基づいても、お客様はいかなる損害 (逸失利益、直接損害、結果的損害、特別損害、間接損害、付随的損害を含みます) の賠償またはその他の請求を行うことはできません。本ライセンス条項に規定する損害の免責および救済手段の制限は、修理、交換、または払い戻しによってお客様の損失が完全に補償されない場合、マイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、もしくは認識し得た場合、または本ライセンス条項に規定する救済手段がその実質的目的を達成できない場合にも適用されます。一部の地域及び国では付随的損害、派生的損害、またはその他の損害の免責、または制限を認めないため、上記の制限または免責がお客様に適用されないことがあります。お客様の地域の法律において、かかる契約上の責任の制限または免責にもかかわらず、マイクロソフトに損害の賠償を請求することが認められる場合、お客様が請求できる金額は、お客様が本ソフトウェアに対して支払った金額 (またはお客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は 50 米ドル) を上限とします。

保証に関するお問い合わせ

サービスまたは返金を受ける場合、お客様は、お客様の購入証明書のコピーを提供し、マイクロソフトの返品方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、本ソフトウェアをアンインストールしてマイクロソフトに返品するか、または本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているマイクロソフトブランドのデバイス全体を返品することが求められる場合があります。プロダクトキーを含む Certificate of Authenticity ラベルは、お客様のデバイスと共に提供された場合、貼付されたままでなければなりません。

1. 米国およびカナダ。米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスまたは返金に関して不明な点がございましたら、(800) MICROSOFT まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Customer Service and Support (One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399) まで便でご連絡いただくか、または (aka.ms/nareturns) をご覧ください。

2. ヨーロッパ、中東、およびアフリカ。本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited (Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland) または最寄りのマイクロソフト関連会社 (aka.ms/msoffices) までご連絡ください。
- 3 オーストラリア。本ソフトウェアをオーストラリアで入手された場合、13 20 58 まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Pty Ltd (1 Epping Road, North Ryde NSW 2113 Australia) まで郵便でご連絡いただき、請求を行ってください。
4. その他の国。上記の国以外で本ソフトウェアをご購入の場合は、最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、(aka.ms/msoffices) をご参照ください。日本については、www.microsoft.com/japan/をご参照ください。

EULAID:April2018_UE_ESS_ja-JP